鳥取県不登校児童生徒支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、鳥取県不登校児童生徒支援事業費補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、県内の義務教育段階にある児童生徒が「不登校児童生徒を指導する民間施設のガイドライン」に準拠し、鳥取県教育委員会により「本県で出席の扱いが考えられる学校外の施設」として通知されている学校以外の施設及び教育支援センターに通う場合の経費に対する支援を行い、保護者の負担軽減を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

- 第3条 県は、前条の目的を達成するため、市町村又は市町村等教育委員会(以下「市町村等」という。)が当年度中(4月1日から翌年3月31日までの期間内)に行う別表の第1欄に掲げる事業(以下「補助事業」という。)について、当該市町村等に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、別表の第2欄に掲げる補助対象経費の額に同表第3欄に定める率を乗 じて得た額(当該額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額。同表第4 欄に掲げる額を限度とする。)以下とする。

(交付申請の時期等)

- 第4条 本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに行わなければならない。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式 第1号及び様式第2号によるものとする。

(交付決定の時期等)

- 第5条 本補助金の交付決定は、原則として交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(承認を要しない変更等)

- 第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助金の減額以外の変更とする。
- 2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。
- 3 規則第12条第3項の申請書には、様式第4号による計画書その他知事が必要と認める 書類を添付しなければならない。

(実績報告の時期等)

- 第7条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる 日までに行わなければならない。
- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若 しくは廃止の日から10日を経過する日

- (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、交付決定を受けた年度の翌年度の4月 10日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、 それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(雑則)

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、子育て・人財局長が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

加衣 (第3条)	
1 補助事業	第2条の施設に通所する義務教育段階にある児童生徒に対する通
	所経費等補助事業
2 補助対象経費	市町村等が、1の事業において児童生徒(以下の(1)及び(2)
	に該当する者に限る。) の通所経費(月々又は定期的に第2条の施
	設に支払うこととされる定額の経費及び交通費、実習費等) に対す
	る補助金等として、当該児童生徒の保護者等へ支給した経費。
	(1)親権者の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額
	が、257,500円未満の児童生徒であること。(※1)
	(2) 児童生徒又は親権者が事業実施市町村に住所を有すること。
	(* 2)
	※1 4月から6月分については前年度の、7月から翌年3月分に
	ついては当該年度の課税証明書等を確認し、適否を判断すること。
	※2 組合立学校においては、学区内に住所を有すること。
3 補助率	1/2
4 上限額	市町村等が補助金等を支給した児童生徒について、
	【通所費(毎月支払う定額分)】
	1人あたり月額6,600円
	【交通費・実習費等】
	市町村等が補助金等を支給した児童生徒について、
	小学生は1人あたり月額1,500円
	中学生は1人あたり月額3,000円

年度鳥取県不登校児童生徒支援事業計画書 (報告書)

|--|

1 予算額

円

2 事業内訳 (単位:円)

				市町村等補助金の額			県補助金の上限額			交 付 申 請
番号	学 年	施設名	対象経費	月 額 (A)	月 数 (B)	市 町 村 等 補 助 金 額 (C) ((A) ×(B))	月 額 (D)	月 数 (B)	県補助金 上限額 (E) ((D)×(B))	(実績)額 (C)×1/ 2と(E)の いずれか 低い額
記入例	小 3	A フリースク	通 所 経 費 交 通 費・実	20,000	1 0	250,000	6,600	1 0	81,000	81,000
			習費等	5,000			1,500			
				合 割	-		合	<u></u> 、計		

- 3 他の補助金の活用の有無(有・無)
 - ※ 他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに〇をしてください。
 - ※ 「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先(補助金 を所管している部署名や団体名及び連絡先)を記載してください。

補助金名:

問合せ先 (部署・団体名):

連絡先:

様式第2号(第4条、第7条関係)

年度鳥取県不登校児童生徒支援事業収支予算書(決算書)

1 収入の部

(単

位:円)

区分	予算額 (決算額)	前年度予算額 (予算額)	増減	備考
市町村財源				
県補助				
合 計				

2 支出の部

(単

位:円)

<u> </u>				
区分	予算額 (決算額)	前年度予算額 (予算額)	増減	備考
合 計				

 第
 号

 年
 月

 日

様

鳥取県知事 平井 伸治

年度鳥取県不登校児童生徒支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日第 号の申請書(以下「申請書」という。)で申請のあった鳥取県不登校児童生徒支援事業費補助金(以下「本補助金」という。)については、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- (1) 算定基準額 金 円
- (2) 交付決定額 金 円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分は、申請書に記載のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県不登校児童生徒支援事業 費補助金交付要綱(令和2年3月31日付第201900331497号鳥取県子育て・ 人財局長通知。以下「要綱」という。)第3条第2項の規定を適用して算定した額と、前記 2の(2)の交付決定額(変更された場合は、変更後の額とする)のいずれか低い額によ り行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

年度鳥取県不登校児童生徒支援事業変更計画書

|--|

(変更前事業計画書)

予 算 額

円

(単位:円)

				市町村等補助金の額			県補助金の上限額			交 付 申 請
番号	学 年	施設名	対象経費	月 額 (A)	月 数 (B)	市 町 村 等 補 助 金 額 (C) ((A) ×(B))	月 額 (D)	月 数 (B)	県補助金 上限額 (E) ((D)×(B))	(実績)額 (C)×1/ 2と(E)の いずれか 低い額
			通所経費							
			交 通 費 ・ 実							
			習費等							
		合 書	+		合	計				

(変更後事業計画書)

予 算 額

円

(単位:円)

				市町村等補助金の額			県補助金の上限額			交 付 申 請
番号	学 年	施設名	対象経費	月 額 (A)	月 数 (B)	市 町 村 等 補 助 金 額 (C) ((A) ×(B))	月 額 (D)	月 数 (B)	県補助金 上限額 (E) ((D)×(B))	(実績)額 (C)×1/ 2と(E)の いずれか 低い額
			通所経費							
			交 通 費 ・ 実							
			習費等							
		合言	<u> </u>		台	計				